

総務委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

平成17年度から平成22年度までの間における大規模な液晶関連産業の立地や既存企業の設備投資といった活発な産業活動は、一時的な市税収入の増加をもたらしたが、平成23年度以降においては、財政基盤であったこれら市税の大幅な減少により普通交付税交付団体に転じ、今後も厳しい財政状況が見込まれている。

そのような中、行政サービスの原資となる財源確保のためには、歳入のうち大きな比率を占める市税収入は勿論のこと、市税以外の市の債権についても確実な回収と適正な管理が求められ、市では、新たに策定した第2次亀山市行財政改革大綱において、財政運営の改革として「収納率の向上」を掲げたところである。

そこで、総務委員会では、その所管に属する歳入に関し、「収納率向上対策」をテーマとして、市税をはじめとする市の債権の徴収等に係る事務の現状を把握し、その課題解消に向け、調査・研究を行い、検討した結果をここに報告する。

【現状把握】

市の債権のうち、市税、国民健康保険税等の強制徴収公債権、幼稚園使用料、農業集落排水施設使用料等の非強制徴収公債権及び市営住宅使用料、水道料金等の私債権の徴収事務に関する現状を把握するため、関係室から聞き取り調査を行った。

1 市税の徴収事務について

個人市民税・法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税については、基本的な徴収事務の内容は同じであり、現年の収納率向上のために9・12・3月に一斉催告状を、また、滞納状況に応じた色封筒による催告書で早期納付を促している。

市税については、三重地方税管理回収機構に困難事案を移管しているが、移管上限40件に対して過去3年間は21件、15件、12件という移管状況である。また、平成26年度は、三重県税収確保課個人住民税特別滞納整理班に職員を派遣した。

過去5年間における各税目を通じての収納率は、現年分については90%後半、滞納繰越分については10%から18%の範囲で推移しており、三重県下でも低い状況にある。

2 市税以外の債権の事務について

(1) 強制徴収公債権について

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料については、滞納者に対し短期被保険者証を交付する際に窓口での納付指導や相談を行っている。過去5年間の収納率は、

現年分は87%から90%まで伸びているが滞納繰越分は11%台にとどまっております、これは国民健康保険が被用者保険に比べて低所得者を多く抱えるという構造的な問題に起因するものが大きいと考えられる。

また、保育所保護者負担金（平成27年度からは利用者負担額：非強制徴収公債権）については、保育所入園時に納付誓約書を求めるとともに、滞納者への納付指導を実施している。

公共下水道使用料及び下水道事業受益者負担金については、督促状送付後納付がない場合には臨戸訪問による徴収を行っている。

(2) 非強制徴収公債権及び私債権について

非強制徴収公債権のうち、幼稚園使用料や老人福祉費負担金には滞納がないが、生活保護費返還金については滞納があっても生活保護法上債務者の最低限度の生活を確保する必要があり、滞納解消のためには、債務者が生活保護から脱却することが必要となる。

また、市営住宅使用料をはじめとする私債権については、私債権の管理に関する条例によって徴収が不可能な債権について放棄を行うことができるが、平成24年の条例施行以降の実績は、医療センター使用料・手数料について時効消滅194件、市営住宅使用料について強制執行終結4件及び時効消滅2件、水道料金について破産免責14件、時効消滅45件である。

非強制徴収公債権及び私債権の債権回収は、裁判所に支払督促や訴えの提起等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる方法によらざるを得ないが、少額の債権については、費用対効果の観点から支払督促等の法的手段にまで移行した実績がない。

3 滞納整理に係る庁内組織及び債権所管室間の連携体制について

市では、弁護士、収納指導員等からなる滞納処分等判定委員会により、市税等の高額滞納案件や困難事案について、財産調査、差押、執行停止等の方針や、三重地方税管理回収機構への事案移管の可否について判断をしている。

また、納税室長を班長とする滞納整理機動班によって、市税、国保税、保育料、公共下水道使用料、下水道受益者負担金、農業集落排水施設使用料、市営住宅使用料について、重複滞納者の把握や情報共有をしている。

私債権については、納税室と債権を所管する各室の担当職員による私債権対策会議において、私債権の回収に係る取り組みの検討や放棄債権に係る事務を行っている。

4 収納率向上等に関する市の方針について

亀山市総合計画後期基本計画では、行財政改革の推進として「市民が納税しやすい

よう多様な納付機会を提供するとともに、滞納市税に対する徴収を強化します。」との記載がある。また、第2次亀山市行財政改革大綱では、「自主財源の確保や市民負担の公平性、信頼性の観点から、市税や国保税などの収納率の向上を図ります。特に市税においては、県下トップの収納率を目指します。」、「保育所保護者負担金、後期高齢者医療保険料、公共下水道使用料などの税外収入を一括で管理し、滞納者への督促や滞納者からの延滞金の徴収など、滞納整理を強化します。」としている。

収納率向上、滞納整理等に係る市の方針は、行財政改革の取り組みとして個別計画の中で表記しているものの、市民がこれらのことを知る機会はほとんどない。

5 不納欠損について

時効による消滅、債権放棄の結果としての不納欠損額は、市税については平成25年度2,138件、5,974万円であり、滞納繰越分の調定額に対して約6%の割合である。

また、他の強制徴収公債権についても概ね調定額に対し10%未満の割合である。

【行政視察】

総務委員会では、調査・研究テーマに沿った先進地として平成27年8月6日に滋賀県野洲市を視察した。

野洲市では、滞納の始まりを生活困窮のシグナルと捉え、生活困窮状態にある債務者に対する生活再建支援や債権管理の一元化を図るため、野洲市債権管理条例を中心とした制度を本年度からスタートさせた。

リストラ等によって無所得・低所得となり生活困窮状態に陥っている滞納者の場合、滞納再発や生活状況の悪化を防ぐためにも生活困窮状態から脱出させる必要があり、野洲市では、納付相談等の面接時に対象者を把握し、債権所管課と市民生活相談課とが連携して、就労支援等による生活再建支援や、分納計画の策定などによる返済額平準化を図ることとしている。

その上で、徴収停止や債権放棄の必要がある場合、債権所管課は、事案の経緯と市民生活相談課の意見をもって、当該債権を納税推進課に移管できることとしている。

野洲市債権管理条例では、生活困窮状態にある債務者の非強制徴収公債権及び私債権に係る徴収停止や、特に生活困窮、死亡、行方不明等の状態にある債務者の私債権の放棄について明確に規定するとともに、債務者の他の滞納の有無や、所在の情報等を共有できるための規定を設けている。特に、条例施行規則に規定する債権管理審査会には、市民部生活相談課長が委員として加わり、債権放棄の可否について債務者の生活状況、資力等に基づく判定ができるような組織としている。

野洲市の債権管理制度が目指すのは、行政が最後の防衛線（セーフティネット）であ

ることをアピールすることによる納税意識の高揚であると同時に、債権管理の効率化であった。

また、厳しい財政運営が求められる状況下で、地方公共団体では回収の可能性が低いものに人的・時間的資源を浪費することを避け、回収可能なものに注力していく必要があることから、債権管理を一元化するメリットは高く、庁内組織の役割分担を明確にし、債権の所管課間と債権管理課とによる連携・協力体制を図っていくとのことであった。

【検討結果のまとめ】

総務委員会として、調査・研究テーマに掲げた「収納率向上対策」について、10回にわたり協議し、検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

1. 行政サービスを提供する室では、サービスに伴う債権の回収が2次的業務になりがちで、滞納整理が進んでいない債権が存在するとともに、庁内で債権の回収・管理事務について、情報やノウハウの共有が十分に図れていない。
2. 管理回収機構への移管制度が十分に活用されていない。また、管理回収機構で徴収手法を学んだ職員が納税室以外の債権所管室に配置されず、そのノウハウが他の債権の回収には還元されていない。
3. 帰国者や行方不明者に係る債権等、回収の見込みがない債権を時効まで保持しているため収納率が改善しない。
4. 収納率向上・滞納防止に対する市の基本的な方針や各債権の回収計画等を一元化した行動計画がないため、債権回収に対する職員間の共通認識が持てず、達成度を測る尺度も存在しない。
5. 滞納処分等判定委員会、滞納整理機動班及び私債権対策会議の構成員に生活困窮者の自立支援制度を所管する室の職員が加わっていないため、生活困窮状態にある滞納者の滞納整理や債権管理に際し、自立支援の観点から意見を反映するための体制が不十分である。
6. 市民の納税意識の向上を図るための取り組みが不足している。

よって、総務委員会として、亀山市における、税をはじめとする市の債権に係る収納率の向上に向けて、下記のとおり市長に対し提言を求める。

記

1. 市税の滞納解消のため、地方税管理回収機構に積極的に困難事案を移管して滞納整理を進めるとともに、法的に可能な範囲で関係室間の情報共有と徴収事務に関する連携・協力が図られるよう、さらなる体制整備に努めること。
また、生活困窮状態にある滞納者に対しては、自立支援の重要性から、滞納整理マニュアル等に生活困窮者の情報把握等を追加するとともに、滞納処分等の判定時には、生活困窮者支援の観点からの意見も反映できる体制について検討すること。
2. 帰国者や行方不明者に係る債権で、現実的に回収不可能なものを精査し、適宜、執行停止や徴収停止・債権放棄、不納欠損を行い、債権の整理を図るよう努めること。
3. 収納率向上・滞納防止のための市の基本的な方針や、各債権の回収計画等を定めたアクションプランを策定し、効率的・効果的な徴収事務に努めること。
4. 市税の使途について、より市民生活に密着した視点から市民に説明していくとともに、滞納の増加が市全体に与える影響を伝えることで、納税に対する意識を向上させるための取り組みに努めること。